

家庭ごみを搬入される方へ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市内で発生したごみであることを確認するため

令和5年4月1日から、ごみ搬入時に

顔写真付き本人確認書類（運転免許証等）の

提示が必要です。

**住所及び氏名が確認できない場合は搬入できませんので
ご注意ください！**

確認するもの

公的機関が発行している顔写真付き本人確認書類の原本

- 運転免許証
- マイナンバーカード
- 各種福祉手帳（身体障害者手帳、療育手帳等）
- 特別永住者証明書 等

持ち込める方

本人または親族

※本人が車を運転できない場合は、同乗してください。運転手と同乗者の確認を行います。

持ち込めるごみ

市内で発生した家庭ごみで
敷根清掃センターで処理できるもの

- ・入院・死亡など特別な事情により、市外の親族が搬入する場合
- ・市内に居住しているが、確認書類の住所変更をしていない場合



- ① 搬入者の顔写真付き本人確認書類を提示してください。
- ② ごみ排出者の氏名と住所が確認できるものを提示してください。

例：健康保険証、公共料金の領収書、消印のある郵便物、住民票、年金手帳、賃貸契約書 等

- ※提示された確認書類等は、コピーをとる場合があります。
- ※200 kg以上搬入した場合は、ごみ搬入者確認票を記入してください。なお、発生場所を確認する場合があります。
- ※分別していないごみは、搬入できません。
- ※中身が確認できる袋（半透明の袋等）を使用してください。
- ※安全のため、場内では係員の指示に従ってください。
- ※その他、ご不明な点はお問い合わせください。